

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成27年10月30日

【会社名】 日本空調サービス株式会社

【英訳名】 Nippon Air Conditioning Services Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋本 東海男

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市名東区照が丘239番2

【電話番号】 052 - 773 - 2511 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営企画部長兼経理部長 田中 洋二

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市名東区照が丘239番2

【電話番号】 052 - 773 - 2511 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営企画部長兼経理部長 田中 洋二

【縦覧に供する場所】

日本空調サービス株式会社東京支店  
(東京都江東区潮見二丁目1番7号)

日本空調サービス株式会社横浜支店  
(横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番地25テクノウェイブ100 - 16階)

日本空調サービス株式会社大阪支店  
(大阪府箕面市船場東二丁目4番56号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年10月30日開催の当社取締役会において、日本空調システム株式会社（以下、「日本空調システム」といいます。）、株式会社日本空調北陸（以下、「日本空調北陸」といいます。）、東日本空調管理株式会社（以下、「東日本空調管理」といいます。）の3社（以下、「対象3社」といいます。）を当社の株式交換完全子会社とし、効力発生日を平成27年12月21日とする株式交換についての株式交換契約を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### イ．当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本空調システム株式会社
本店の所在地	愛知県名古屋市東区白壁1 - 9
代表者の氏名	代表取締役社長 首藤 健
資本金の額	90百万円（平成27年3月31日現在）
純資産の額	1,491百万円（平成27年3月31日現在）
総資産の額	2,510百万円（平成27年3月31日現在）
事業の内容	総合建物設備メンテナンスサービス業

商号	株式会社日本空調北陸
本店の所在地	富山県富山市稲荷元町1 - 1 - 11
代表者の氏名	代表取締役社長 室谷 敏彰
資本金の額	30百万円（平成27年3月31日現在）
純資産の額	717百万円（平成27年3月31日現在）
総資産の額	2,815百万円（平成27年3月31日現在）
事業の内容	総合建物設備メンテナンスサービス業

商号	東日本空調管理株式会社
本店の所在地	東京都江東区木場5 - 1 - 1 コンフォール5階
代表者の氏名	代表取締役社長 藤岡 克己
資本金の額	10百万円（平成27年3月31日現在）
純資産の額	228百万円（平成27年3月31日現在）
総資産の額	308百万円（平成27年3月31日現在）
事業の内容	総合建物設備メンテナンスサービス業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益  
 日本空調システム

決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	3,185百万円	3,577百万円	3,417百万円
営業利益	88百万円	112百万円	138百万円
経常利益	93百万円	119百万円	148百万円
当期純利益	57百万円	71百万円	78百万円

日本空調北陸

決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	2,500百万円	3,984百万円	3,833百万円
営業利益	83百万円	239百万円	199百万円
経常利益	85百万円	239百万円	198百万円
当期純利益	46百万円	147百万円	123百万円

東日本空調管理

決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	372百万円	381百万円	382百万円
営業利益	22百万円	26百万円	25百万円
経常利益	23百万円	27百万円	26百万円
当期純利益	15百万円	17百万円	17百万円

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合  
 (平成27年10月30日現在)

日本空調システム

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
日本空調サービス株式会社	85.75
伊藤 毅	1.58
吉田 広幸	1.33
熊崎 均	1.33
渡辺 孝久	1.17

日本空調北陸

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
日本空調サービス株式会社	92.67
室谷 敏彰	5.00
飛弾 真一	0.83
佐藤 秀幸	0.50
河原 英俊	0.33

東日本空調管理

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
日本空調サービス株式会社	92.50
佐藤 薫夫	7.50

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

日本空調システム

資本関係	当社は、日本空調システムの発行済株式数の85.75%（102,900株）を保有しております。
人的関係	当社の従業員2名が日本空調システムへ出向しており、うち1名が代表取締役就任しております。また、当社の取締役1名が日本空調システムの取締役を、当社の監査役1名が日本空調システムの監査役を、それぞれ兼任しております。
取引関係	日本空調システムとは、業務提携基本契約及び工事請負基本契約を締結しております。

日本空調北陸

資本関係	当社は、日本空調北陸の発行済株式数の92.67%（55,600株）を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名が日本空調北陸の取締役を、当社の監査役1名が日本空調北陸の監査役を、それぞれ兼任しております。
取引関係	日本空調北陸とは、業務提携基本契約及び工事請負基本契約を締結しております。

東日本空調管理

資本関係	当社は、東日本空調管理の発行済株式総数の92.50%（18,500株）を保有しております。
人的関係	当社の従業員1名が東日本空調管理へ出向しており、代表取締役に就任しております。また、当社の監査役1名は東日本空調管理の監査役を兼任しております。
取引関係	東日本空調管理とは、業務提携基本契約及び工事請負基本契約を締結しております。

ロ．当該株式交換の目的

対象3社は、各エリアにおいて地域密着型の総合建物設備メンテナンスサービス業を展開しております。今般、当該子会社を完全子会社化し、業務上の連携の更なる強化及び経営の効率化を図ること等により、当社グループの企業価値向上を目指すものであります。

ハ．当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、対象3社を株式交換完全子会社とする株式交換です。

株式交換に係る割当ての内容

	当社	日本空調システム	日本空調北陸	東日本空調管理
本株式交換による割当比率	1	9	11	10

（注1）株式の割当比率

当社は、本株式交換に際し、日本空調システム普通株式1株に対して当社普通株式9株、日本空調北陸普通株式1株に対して当社普通株式11株、東日本空調管理普通株式1株に対して当社普通株式10株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有する対象3社の普通株式に対しては、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注2）本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により交付する当社株式には、当社が保有する自己株式217,300株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

その他の株式交換契約の内容

当社が平成27年10月30日に対象3社との間でそれぞれ締結した株式交換契約の内容は、次のとおりです。

(日本空調システム)

## 株式交換契約書

日本空調サービス株式会社(以下「甲」という。)と日本空調システム株式会社(以下「乙」という。)とは、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は乙の発行済株式(但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。)の全部を取得する。

### 第2条(当事会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- 甲 商号：日本空調サービス株式会社  
住所：愛知県名古屋市名東区照が丘239番2
- 乙 商号：日本空調システム株式会社  
住所：愛知県名古屋市東区白壁1-9

### 第3条(株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主(但し、甲を除く。以下同じ。)が所有する乙の普通株式の合計数に9を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式9株の割合をもって、割り当てる。
3. 前2項に従い乙の株主に甲が割当て交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

### 第4条(甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

甲は、本株式交換により資本金及び準備金の額を増加しない。

### 第5条(効力発生日)

本株式交換が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成27年12月21日とする。但し、甲及び乙は、必要に応じて、協議の上これを変更することができる。

### 第6条(株式交換契約承認総会)

1. 甲は、会社法第796条2項本文の規定により、本契約について会社法第795条1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。ただし、会社法第796条3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要になった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の決議による承認を受けるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条1項に定める株主総会の決議による承認を受けるものとする。

### 第7条(自己株式の消却)

乙は、法令に従い、基準時までには保有することとなる自己株式(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求にかかる株式の買取によって乙が取得する自己株式を含む。)の全部を消却する。

### 第8条(会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生の前日までに、第6条に定める甲の株主総会における承認（ただし、会社法第796条3項の規定に従い本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合に限る。）若しくは乙の株主総会の決議における承認又は本株式交換に必要な法令に定める諸官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年10月30日

甲 愛知県名古屋市名東区照が丘239番2  
日本空調サービス株式会社  
代表取締役社長 橋本 東海男

乙 愛知県名古屋市東区白壁1-9  
日本空調システム株式会社  
代表取締役社長 首藤 健

(日本空調北陸)

## 株式交換契約書

日本空調サービス株式会社(以下「甲」という。)と株式会社日本空調北陸(以下「乙」という。)とは、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は乙の発行済株式(但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。)の全部を取得する。

### 第2条(当事会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- 甲 商号：日本空調サービス株式会社  
住所：愛知県名古屋市名東区照が丘239番2
- 乙 商号：株式会社日本空調北陸  
住所：富山県富山市稲荷元町1-1-11

### 第3条(株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主(但し、甲を除く。以下同じ。)が所有する乙の普通株式の合計数に11を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式11株の割合をもって、割り当てる。
3. 前2項に従い乙の株主に甲が割当て交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

### 第4条(甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

甲は、本株式交換により資本金及び準備金の額を増加しない。

### 第5条(効力発生日)

本株式交換が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成27年12月21日とする。但し、甲及び乙は、必要に応じて、協議の上これを変更することができる。

### 第6条(株式交換契約承認総会)

1. 甲は、会社法第796条2項本文の規定により、本契約について会社法第795条1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。ただし、会社法第796条3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要になった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の決議による承認を受けるものとする。
2. 乙は、会社法第784条1項本文の規定により、本契約について会社法第783条1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。

### 第7条(自己株式の消却)

乙は、法令に従い、基準時までには保有することとなる自己株式(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求にかかる株式の買取によって乙が取得する自己株式を含む。)の全部を消却する。

### 第8条(会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。



第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生の前日までに、第6条に定める甲の株主総会における承認（ただし、会社法第796条3項の規定に従い本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合に限る。）又は本株式交換に必要な法令に定める諸官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年10月30日

甲 愛知県名古屋市名東区照が丘239番2  
日本空調サービス株式会社  
代表取締役社長 橋本 東海男

乙 富山県富山市稲荷元町1-1-11  
株式会社日本空調北陸  
代表取締役社長 室谷 敏彰

(東日本空調管理)

## 株式交換契約書

日本空調サービス株式会社(以下「甲」という。)と東日本空調管理株式会社(以下「乙」という。)とは、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は乙の発行済株式(但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。)の全部を取得する。

### 第2条(当事会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- 甲 商号：日本空調サービス株式会社  
住所：愛知県名古屋市名東区照が丘239番2
- 乙 商号：東日本空調管理株式会社  
住所：東京都江東区木場5-1-1コンフォール5階

### 第3条(株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主(但し、甲を除く。以下同じ。)が所有する乙の普通株式の合計数に10を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式10株の割合をもって、割り当てる。
3. 前2項に従い乙の株主に甲が割当て交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

### 第4条(甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

甲は、本株式交換により資本金及び準備金の額を増加しない。

### 第5条(効力発生日)

本株式交換が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成27年12月21日とする。但し、甲及び乙は、必要に応じて、協議の上これを変更することができる。

### 第6条(株式交換契約承認総会)

1. 甲は、会社法第796条2項本文の規定により、本契約について会社法第795条1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。ただし、会社法第796条3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要になった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の決議による承認を受けるものとする。
2. 乙は、会社法第784条1項本文の規定により、本契約について会社法第783条1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。

### 第7条(自己株式の消却)

乙は、法令に従い、基準時までには保有することとなる自己株式(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求にかかる株式の買取によって乙が取得する自己株式を含む。)の全部を消却する。

### 第8条(会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生の前日までに、第6条に定める甲の株主総会における承認（ただし、会社法第796条3項の規定に従い本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合に限る。）又は本株式交換に必要な法令に定める諸官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年10月30日

甲 愛知県名古屋市名東区照が丘239番2  
日本空調サービス株式会社  
代表取締役社長 橋本 東海男

乙 東京都江東区木場5 - 1 - 1 コンフォール5階  
東日本空調管理株式会社  
代表取締役社長 藤岡 克己

## 二. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

### 算定の基礎

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたり、本株式交換の株式交換比率の公正性及び妥当性を確保するため、当社及び対象3社から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス社」といいます。）に算定を依頼しました。

プルータス社は、当社及び対象3社の株式価値について、ディスカウント・キャッシュ・フロー法によりそれぞれ算定しました。

### 算定の経緯

当社は、プルータス社から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、対象3社の財務状況、業績動向、株価動向を勘案の上、対象3社との間で慎重に交渉及び協議を行いました。その結果、当社と対象3社は、上記八.

記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、本日開催された取締役会（東日本空調管理は取締役会非設置会社のため取締役の過半数）にて、それぞれ本株式交換の株式交換比率を決定し、本日、当社及び対象3社との間で株式交換契約を締結しました。

なお、株式交換比率については、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当事者間で協議の上、変更することがあります。

### 算定機関との関係

プルータス社は、当社及び対象3社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### 公正性を担保するための措置

公正性を担保するための措置として、本株式交換の実施にあたり、当社は、当社及び対象3社から独立した第三者算定機関であるプルータス社に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、対象3社との間で慎重に交渉及び協議を行いました。

また、当社は、本株式交換に関する当社のリーガル・アドバイザーとして、佐藤綜合法律事務所を選任し、法的な観点から、本株式交換の諸手続及び対応等について助言を受けております。

### 利益相反を回避するための措置

当社の取締役のうち、日本空調システム及び日本空調北陸の取締役を兼務している田中洋二氏は、日本空調システム及び日本空調北陸における意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、日本空調システム及び日本空調北陸においてそれぞれ開催された株式交換比率及び本株式交換契約締結に係る取締役会の審議及び決議に参加していません。

## ホ. 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本空調サービス株式会社
本店の所在地	愛知県名古屋市名東区照が丘239 - 2
代表者の氏名	代表取締役社長 橋本 東海男
資本金の額	1,139百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	総合建物設備メンテナンスサービス業

以 上